

滋賀県緊急事態措置に係る協力金（第3期）の給付について

緊急事態措置に御協力いただいた県内飲食店等の皆様に対し、以下のとおり協力金を給付します。

1 要請期間

令和3年9月13日（月）0時～9月30日（木）24時

2 協力金の対象店舗・給付額等（詳細は裏面） **【県内全域】**

(1) 中小企業（小規模事業者、個人事業主を含む）の皆様

(売上高に応じ) **4万円～10万円** / 日 × **日数** (定休日を除く)

(2) 大企業の皆様

1日当たりの売上高の減少額 × 0.4 × 日数 (定休日を除く)

(※ 中小企業も選択可。上限20万円/日)

(3) 食品衛生法上の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様

(一律) **2万円** × **日数** (定休日を除く)

3 申請期間や申請手続等

【申請受付期間】

令和3年10月1日(金)から10月31日(日) (令和3年11月1日消印有効)まで

【申請方法】

オンライン申請または郵送

(※詳細については、県のホームページをご確認ください。)

県ホームページ
QRコードはこちら



4 お問い合わせ先（平日9時～17時まで）

○ 協力金の申請手続きに関すること

滋賀県時短協力金コールセンター

0570-666-323

(開設時間：平日9:00～17:00)

○ まん延防止等重点措置、緊急事態宣言および時短要請等に関すること

滋賀県新型コロナ対策相談コールセンター **077-528-1344**

(開設時間：平日9:00～17:00)

緊急事態措置を講じる地域

対象地域	県内全域	
対象施設	<ul style="list-style-type: none"> 要請前において酒類の提供またはカラオケ設備提供を行っていた飲食店等 要請前において夜20時から翌朝5時までの夜間時間帯に営業を行っていた飲食店等 	
給付要件	<ul style="list-style-type: none"> 原則要請の全期間において、休業または朝5時から夜20時までの間に営業時間を短縮するとともに、酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む。）およびカラオケ設備提供を停止すること 業種別ガイドラインを遵守し、感染予防対策実施宣言書を掲示し、「もしサポ滋賀」を導入していただいていること 	
協力金算定方法	<p>《1日当たりの給付単価算定方法》</p> <p>A 売上高方式</p> <p>B 売上高減少額方式</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業の皆様は、A・Bいずれかの方法を選択 大企業の皆様は、Bによる算定 食品衛生法の飲食店営業許可等を受けていないカラオケ店の皆様は、一律2万円/日 	
	<p>A 売上高方式</p> <p>「前年度または前々年度の売上高/日」が、</p> <p>①10万円以下のとき →協力金：4万円/日（下限）</p> <p>②10万円超～25万円の時 →協力金：4万円～10万円/日（千円未満を切り上げ） （1日の売上高の4割）</p> <p>③25万円を超えるとき →協力金：10万円/日（上限）</p>	<p>B 売上高減少額方式</p> <p>【計算式】</p> <p>1日当たりの協力金額 = 前年度または前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4</p> <p>【上限額（1日当たり）】</p> <p>20万円</p>

（お願い） 営業時間短縮等実施の掲示

- 営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを利用者に分かるように、店舗外側等見やすい場所に掲示してください。
- 協力金の申請の際には、営業時間短縮等を実施していることを示すチラシまたはそれと同様の内容が含まれたものを掲示しておくことが要件となります。